

「屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策に関するワーキンググループ」
開催要綱（案）

（目的）

第1条 近年、屋外貯蔵タンクの浮き屋根（以下「浮き屋根」という。）の浮き室内部に危険物が漏洩している事故等が散見されることから、その原因と対策を検討する必要があることから、浮き屋根の安全対策に関するワーキンググループ（以下、「WG」という。）を開催する。

（調査検討事項）

第2条 WGは次の事項について調査検討を行う。

- （1）屋外貯蔵タンクの浮き屋根の事故に関する事項
- （2）屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策に関する事項
- （3）その他必要な事項

（組織）

第3条 WGの委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる調査検討事項の内容に応じて、消防庁予防課危険物保安室長が任命する。

- 2 WGに座長を置き、座長はWGの委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、WGを主宰する。また、座長に事故があるときは、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、WGに「オブザーバー」として関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 WGは原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、任命日から平成32年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 WGの庶務は、消防庁予防課危険物保安室において処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がこれを定める。

- 2 WGには、委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成30年8月22日から実施する。